

～新年あけましておめでとうございます

本年も食の安全・安心をともに守ってまいりましょう～

新年を迎え、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

昨年多くの飲食店様にご協力いただき、食品衛生の向上に努めてまいりました。本年も引き続き、お客様に安心して食事を楽しんでいただける環境づくりを、皆様とともに進めてまいります。

さて、今回は**米の産地表示**についてお伝えします。

○ 最近、米の産地表示に関する違反事例が発生しました

令和7年12月16日、農林水産省は福岡県内の飲食店チェーンに対し、米の産地表示違反で勧告を行いました。

違反内容

福岡県産米と他県産米をブレンドして使用していたにもかかわらず、店内ポスターで「福岡県産米使用」と表示し、約42万食分を提供
(令和7年3月3日～6月23日)

○ 飲食店が守るべき「米トレーサビリティ法」とは

米や米製品を提供する飲食店には、産地情報を正しく伝える義務があります。

具体的にすべきこと:

✓ 産地表示を正確に

- ブレンド米の場合 → すべての産地を表示 例:「福岡県産・佐賀県産」
- 単一産地の場合 → その産地名を表示 例:「福岡県産」

✓ 表示方法

- メニューや店内ポスター、ホームページなどに記載
- 口頭で伝える場合も正確に

✓ 仕入記録の保管

- 米の仕入伝票や納品書を保管
- 保管期間: 原則3年間 ※ただし、仕出し弁当など消費期限が設定されている商品は3か月間

○ なぜ厳しく管理されているのか

- お客様の信頼を守るため



【配信に関するお問い合わせ先】

公益社団法人福岡市食品衛生協会

【夏期休暇のご案内】

TEL 092-651-5111

8月13日・14日・15日

URL <https://www.fsyokukyou.com>

〔内容についての質問、HACCP（ハサップ）や検査に関するご相談・お問い合わせ先〕

北九州生活科学センター福岡事業所（厚生労働大臣登録検査機関）

福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館4階

TEL 092-642-1001 FAX 092-642-1002 URL: <http://www.klsc.or.jp/>

- 食の安全を確保するため● 万が一の問題発生時に、迅速な追跡調査ができるため